

青色申告会会員の皆さんへ

税制改正要望運動に ご協力をお願いします

青色申告会では、毎年、固定資産税と都市計画税の軽減措置を継続することの要望運動を行っています。

今、継続の要望を行わないと、今年度限りの軽減措置となってしまいます。

私たちの声を東京都議会に届けるため、ご地元の都議会議員の先生方に、この「陳情はがき」をお出しして、要望の実現をめざしましょう。

あなたの1通のはがきが、大きな声、大きな力となります。

今年も会員の皆さん方のご理解とご協力をお願いします。

要 望 事 項

私たちは、次の軽減措置が、令和4年度も継続して適用されることを要望します。

- 1 小規模住宅用地の都市計画税を
2分の1に軽減すること。
- 2 小規模非住宅用地の固定資産税と
都市計画税を2割減額すること。
- 3 商業地等の固定資産税と都市計画税の
負担水準を65%に引き下げること。

軽減措置のあらまし

1 小規模住宅用地に対する軽減措置とは？

- ・23区内の小規模住宅用地（住宅1戸につき200m²までの土地）に係る都市計画税について、税額の2分の1が軽減されています。
- ・軽減を受けるための申請は不要です。

2 小規模非住宅用地に対する減免措置とは？

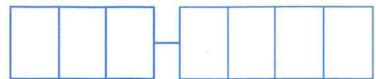
- ・23区内の一画地における非住宅用地の面積が400m²以下であるもののうち、200m²までの部分の固定資産税・都市計画税が2割減免されています。
- ・個人又は資本金や出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限られます。
- ・減免を受けるためには申請が必要ですが、前年に同一区内で減免を受けた方で土地の用途に変更がなければ、再度申請する必要はありません。

3 商業地等の負担水準の上限を引き下げる減額措置とは？

- ・23区内の商業地等に係る固定資産税・都市計画税について、負担水準が65%超の場合、課税標準額が価格の65%まで引き下げられた場合の税額に減額されています。
- ・減額を受けるための申請は不要です。

郵便はがき

63円切手を
貼って下さい。



先 生

氏名	
住所	
電話	()
所属会名	青色申告会



のりしろ

のりしろ

拝 啓 時下益々ご清祥のことと存じます。

さて、私たち小規模事業者を取り巻く環境は景気の低迷に加え、雇用の不安定や後継者不足など様々な危機に晒され、厳しい事業経営を強いられ、生活基盤は圧迫され続けています。

このような厳しい環境の下において、永年に亘って継続されてきた、固定資産税と都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の事業経営と生活環境は、更に厳しいものとなり、地域社会の活性化にも、大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、安定した事業経営と、安全・安心な生活ができる環境作りのため、私たちの要望事項が実現されますよう、先生のご尽力をお願いいたします。 敬 具

要 望 事 項

私たちは、次の軽減措置が令和4年度も継続して適用されることを要望します。

- 1 小規模住宅用地の都市計画税を
2分の1に軽減すること。
- 2 小規模非住宅用地の固定資産税と
都市計画税を2割減額すること。
- 3 商業地等の固定資産税と都市計画税の
負担水準を65%に引き下げるここと。

青色申告会の税制改正要望運動

1. 請願・陳情活動

青色申告会が、都議会議長、都議会議員、区議会議長、区長に請願書や陳情書を提出し、青色申告会の継続要望が実現するよう訴えています。

2. 会員による「はがき陳情」運動

私たち、青色申告会員1人ひとりの声を、都議会議員に届けましょう。

3. 都議会各会派による要望ヒアリング

青色申告会の役員等が出席し、会員の切実な声を伝えるとともに、都議会への提案をお願いしています。

税制改正要望運動の成果

これらの要望事項が実現したことにより、令和3年度も644億円もの税負担が軽減されました。

この負担軽減の効果は、土地を所有している方だけでなく、土地や建物を借りている方々にも、地代や家賃などに反映されています。

1人ひとりの声が、青色申告会の会員だけでなく、多くの都民の方々の負担軽減に、大きな成果となって返っています。

□ 陳情はがきの出し方 □

- お手数ですが、「陳情はがき」を切り取って、63円切手を貼付し、郵便ポストに投函して下さい。
- 青色申告会の事務局又はお近くの支部役員に渡していただくこともできます。
事務局が取りまとめて、議員の先生にお届けします(切手は要りません)。
- 「陳情はがき」は、11月末までにお出し願います。

